

伴走支援型特別保証(全国伴走支援)

制度の特徴

一定要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り切るための「経営行動計画」を策定したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることができる国の制度です。

対 象 者	<p>災害救助法の適用地域に事業所を有し（野々市市、川北町を除く石川県内） 次のいずれかに該当する中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得している 2.前年同月売上比較5%以上減少かつ、前年同月売上がコロナ前決算の平均売上比較15%以上減少している中小企業者（SN認定書不要、一般保証枠で対応、詳細は制度要綱参照） 3.罹災証明書（R6能登地震）を取得している
保 証 限 度 額	1億円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	5年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	<p>対象者1、3： 0.20% 対象者2： 0.20～1.15%</p>
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	<p>必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p>